

令和7年度第1回野田市通学区域審議会次第

日時：令和7年9月26日（金）

午前9時15分から

場所：野田市役所8階大会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 議 題

野田市通学区域の設定について（諮問）

（諮問事項の概要）

川間小学校の通学区域の一部に尾崎小学校への通学区域の変更を許容される区域を設定しようとするもの

4 連 絡

次回日程

令和7年10月8日（水）午前10時から 市役所8階大会議室

5 閉 会

野田市通学区域審議会への諮問事項

(諮問事項)

野田市通学区域の設定について

(概 要)

川間小学校の通学区域の一部に尾崎小学校への通学区域の変更を許容される区域を設定しようとするもの

(諮問趣旨)

日の出町1番地から15番地は、川間小学校の通学区域ですが、直近6年間に於ける新1年生の全児童が、指定校変更の申立てにより、尾崎小学校へ入学しています。

また、令和6年度に開催した通学区域審議会においても、保護者の手続に係る負担を軽減するため、通学区域を見直すべきとの意見がありました。

このような状況を踏まえ、当該地域に係る通学区域の見直しが必要であると考えますが、当該地域の指定校を尾崎小学校へ変更する場合、現在川間小学校へ通学している児童及び保護者に加え、将来入学する児童等への多大な影響が想定されます。

通学区域制度については、文部科学省より、弾力的な運用に努めるよう通知されており、野田市では、当該通知を踏まえ、野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則第2条による通学区域の変更を許容される区域、いわゆる許容学区を設定しており、最近では平成20年度に北部小学校の通学区域内の一部を許容学区に設定し、同校、清水台小学校、又は岩木小学校に進学できるようにする等、保護者の意向に配慮するとともに、地域の実情に即した柔軟な運用に努めております。

つきましては、児童及び保護者への影響を考慮し、当該地について、川間小学校又は尾崎小学校へ通学することが可能な許容学区とすることが適当であると考えことから、本件について諮問するものです。